

日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内における太陽光発電設備の設置に関し、事業者等が留意すべき事項等を定め、適正かつ周辺地域の住民の意思が適切に反映された太陽光発電設備の設置を促すことにより、事業区域およびその周辺地域における災害防止ならびに良好な自然環境および生活環境の確保を図り、もって住民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「特措法」という。)第2条に規定する太陽光を電気に変換する設備およびその付帯設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根または屋上に設置するものを除く。
- (3) 設置区域 太陽光発電設備を設置しようとする土地および区域をいう。
- (4) 事業者等 設置事業を実施もしくは所有または管理する者をいう。
- (5) 地元自治会等 設置区域に係る自治会その他の関係者をいう。
- (6) 総合窓口 建設計画課をいう。

(対象)

第3条 この要綱は、町内の太陽光発電設備のうち、最大出力が10キロワット以上のものを対象とする。

(届出等)

第4条 事業者等は、設置事業をしようとするときは、太陽光発電設備設置(計画)届出書(別記様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 前項の届出を行った事業者等は、設置事業の内容を変更し、または設置事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備設置(変更・廃止)届出書(別記様式第2号)を町長に提出するものとする。

3 事業者等は、設置事業完了後10日以内に太陽光発電設備完了届(別記様式第3号)を町長に提出するものとする。

4 総合窓口は前3項に規定する届出に基づき、日野町太陽光発電設備設置等届出台帳(別記様式第4号)を作成する。

(事業者等の遵守事項および留意事項)

第5条 事業者等は設置事業にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別表に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 電気事業法(昭和9年法律第170号)第38条に規定される自家用電気工作物に該当する場合は、同法に基づく所定の手続きを行うこと。
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項の規定により立木を伐採するときは、伐採しようとする日の30日から90日前までの間に同法に基づく届出書を提出すること。
- (3) 設置区域または設置区域の一部に農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定される農用地区域の農用地が含まれていないこと。
- (4) 設置区域が農用地となっているとき、または設置区域の一部に農用地が含まれているときは、農地法(昭和27年法律第229号)に規定する農地転用の許可を得ること。
- (5) 設置区域において土地の掘削その他土地の形状の変更で、その規模が10,000平方メートル以上となる場合は、滋賀県土地利用に関する指導要綱(昭和48年滋賀県告示第407号)に基づく届出書を提出すること。
- (6) 事業者等は、事前に事業区域が埋蔵文化財の包蔵地であるかどうかの確認を行うこととし、埋蔵文化財の包蔵地である場合には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項

に規定する事前の届出等を行うこと。

- (7) 設置区域が騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第2条に規定する作業)を行う場合は、町長に届出を行うこと。
- (8) 設置区域が振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業(振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第2条に規定する作業)を行う場合は、町長に届出を行うこと。
- (9) 設置区域への取付道路など町道または法定外公共物の形状を変更する場合には町道にあつては、道路法(昭和27年法律第180号)第24条、法定外公共物にあつては、管理者の許可を受けることとし、河川区域および河川保全区域において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合には河川法(昭和39年法律第167号)第25条から第27条までに規定する河川管理者の許可を受けること。
- (10) 設置区域および設置区域外の道路または法定外公共物において、発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他工作物を設け、接続して使用しようとする場合は、道路法第32条または法定外公共物管理者の許可を受けることとし、河川区域内の土地を占用しようとする場合は、河川法第24条に規定する河川管理者の許可を受けること。
- (11) その他該当する法令、条例等(以下「法令等」という。)がある場合は、当該法令等の規定に基づくこと。

(調査ならびに指導および助言)

第6条 町長は設置事業に関して必要があると認めるときは、事業内容を調査し、事業者等に対して必要な指導および助言を行うものとする。

(総合窓口等の役割)

第7条 総合窓口は、事業者等から第4条に規定する届出書が提出されたときは、速やかに関係各課(以下「関係課」という。)に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた関係課は、適正な設置事業を促すため、事業者等に対し、必要な指導および助言を行うとともに、相互の連携を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(届出書の提出の協力依頼)

2 町長は、この告示の前日までに、太陽光発電設備を設置した事業者等に対し、第4条の規定による届出書の提出について、協力を依頼するものとする。

付 則(平成28年4月1日告示第102号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(完了届の提出の協力依頼)

2 町長は、この告示の日までに、太陽光発電設備を設置した事業者等に対し、第4条第3項の規定による完了届の提出について、協力を依頼するものとする。

付 則(平成29年1月10日告示第7号)

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

付 則（令和元年5月16日告示第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第3条の規定による改正前の日野町軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱、第4条の規定による改正前の日野町住宅リフォーム等促進事業助成金交付要綱、第5条の規定による改正前の淡海（日野町）エコフオスター制度実施要領、第7条の規定による改正前の日野東部地区広域農道愛護活動事業実施要綱、第8条の規定による改正前の日野町世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策補助金交付要綱、第9条の規定による改正前の日野町創業支援事業補助金交付要綱および第10条の規定による改正前の日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和2年7月17日告示第119号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

付 則（令和3年3月29日告示第66号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の日野町災害被災者を対象とした町営住宅の一時使用に関する要綱、第2条の規定による改正前の日野町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の日野町木造住宅耐震改修概算費用作成事業実施要綱、第4条の規定による改正前の日野町優良宅地事務取扱規程および第5条の規定による改正前の日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和4年3月24日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業者等の留意事項	事業者等の留意事項
(1) 地元自治会・隣接土地所有者等に対して事業内容の周知すること。	地元自治会・隣接土地所有者等に対して、事業内容、本表に掲げる事業等の留意事項および当該留意事項に係る具体的内容について説明ならびに周知を行うこと。
(2) 設置区域からの土砂の流出等濁水を防止すること。	ア 事業計画に先立ち、設置区域の排水経路および土地の形質等について事前に町と協議を行うこと。 イ 事業に伴う土地の形質変更は最小限にとどめること。
(3) 設置区域の安全対策を行うこと。	設置事業において、安全対策として事業者等以外の者が立ち入れないようにフェンス等の柵の設置すること。
(4) 名称および連絡先を表示すること。	発電設備またはその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう発電設備の名称、設置場所および発電設備の出力ならびに管理者・発電設備所有者等の名称および連絡先の表示を行うこと。
(5) 設置区域内の環境整備に努めること。	周辺環境への影響を配慮し、除草等環境整備に努めること。

<p>(6) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講じること。また、発電設備を廃止した場合は、事業者等の責任により撤去等適正な処理を行うこと。</p>	<p>ア 設置区域外へ被害が及ぶ場合は、地元自治会・隣接土地所有者等へ周知を行い、被害を最小限にとどめるとともに、その復旧を行うこと。 イ 破損等により使用不能となった発電設備は、放置せず廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき産業廃棄物として速やかに適切な処理を行うこと。</p>
<p>(7) 発電設備を廃止した場合は、事業者等の責任により撤去等適正な処理を行うこと。</p>	<p>発電設備を撤去する場合は、廃棄物の処理および清掃に関する法律その他関係法令に従い、速やかにかつ適正に処理を行うこと。</p>
<p>(8) 地元自治会・隣接土地所有者等と調和を保つよう努めること。</p>	<p>地元自治会・隣接土地所有者等からの苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応をとること。</p>

日野町長 様

届出者 住 所  
氏 名  
連絡先

太陽光発電設備設置(計画)届出書

日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電設備の名称	
太陽光発電設備設置場所	日野町
太陽光発電設備設置面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備敷地面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備出力	kW
太陽光発電設備設置場所の所有者 (上記場所に管理者がある場合)	住 所 氏 名 連絡先 〔 住 所 氏 名 連絡先 〕
太陽光発電設備所有者	住 所 氏 名 連絡先
太陽光発電設備の管理	住 所 氏 名 連絡先
太陽光発電設備の認定を受けた日	年 月 日
稼働開始の時期	年 月 日 稼働予定
備 考	工事完了後10日以内に「太陽光発電設備設置完了届」を提出する。

添付書類

- 1 位置図(1/2,500または住宅地図)  
※[1]送電に電柱を建てる場合は、建柱位置を図示すること。
- 2 土地利用計画図  
※[1]排水方向および放流先を図示すること。  
※[2]フェンス、出入口の位置を図示すること。  
※[3]表示板の設置位置を図示すること。
- 3 造成計画縦断図および横断図
- 4 ソーラーパネルの架台の詳細図
- 5 太陽光発電設備の認定書の写し
- 6 指導要綱第5条関係確認書(1. 遵守事項, 2. 留意事項)
- 7 誓約書
- 8 その他必要と認められる書類

第5条関係確認書

1. 遵守事項

関係法令等	該当する場合の手続き・対応等
(1)電気事業法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(2)森林法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(3)農業振興地域 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(4)農地法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(5)滋賀県土地利用指導要綱 A $\geq$ 10,000m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(6)埋蔵文化財 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(7)騒音規制法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(8)振動規制法 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(9)道路等の形状変更 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(10)道路等の占用 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	
(11)その他の法令・条例 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし	

※関係法令等に該当する場合は、該当する関係法令等の許可書等の写しを添付してください。

## 2. 留意事項

事業者等の留意事項	手続き・対応等
(1) 地元自治会・隣地所有者等への周知	
(2) 土砂流出等の濁水防止対策	
(3) フェンス等の侵入防止柵の設置	
(4) 表示板の設置	
(5) 設置区域内の環境整備	
(6) 災害時の対策	
(7) 廃止時の適正処理	
(8) 地元自治会・隣地所有者等との調和	

※日野町太陽光発電設備に関する指導要綱 別表(第5条関係)を確認してください。

日野町長

様

誓 約 書

太陽光発電設備事業を行うにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- [1] 日野町太陽光発電設備に関する指導要綱を厳守すること。
- [2] 日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱第5条第1項に基づく、第5条関係確認書（1. 遵守事項, 2. 留意事項）に記載した事項を厳守すること。
- [3] 地元自治会・隣地所有者等から苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応を行うこと。
- [4] 日野町から太陽光発電設備について指導等があった場合は、その指導等に従うこと。

年 月 日

誓約者

住 所

氏 名

年 月 日

日野町長 様

届出者 住 所  
氏 名  
連 絡 先

太陽光発電設備設置(変更・廃止)届出書

日野町太陽光発電設備設置に関する指導要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電設備の名称		
設置届出年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 ( 廃 止 ) 理 由		

- 添付書類
- 1 計画変更の場合は、その変更がわかる図面等
  - 2 その他必要と認められる書類

年 月 日

日野町長 様

届出者 住所  
氏名  
連絡先

太陽光発電設備設置完了届

年 月 日付で届出をした太陽光発電設備について、設置が完了したので下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電設備の名称	
太陽光発電設備設置場所	日野町
太陽光発電設備設置面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備敷地面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備出力	kW
太陽光発電設備設置場所の所有者 (上記場所に管理者がある場合)	住所 氏名 連絡先 〔住所 氏名 連絡先〕
太陽光発電設備の所有者	住所 氏名 連絡先
太陽光発電設備の管理者	住所 氏名 連絡先
太陽光発電設備の認定を受けた日	年 月 日
稼働開始の日	年 月 日稼働
備考	

添付書類

- 1 設置完了写真
  - ※[1] 全景写真(4枚程度)
  - ※[2] 送電に電柱を建てた場合は、建柱後の写真(すべての電柱)
  - ※[3] 表示板の設置状況写真
- 2 その他必要と認められる書類

日野町太陽光発電設備設置届出台帳

整理番号	
受付日	年 月 日
変更・廃止受付日	年 月 日(変更)
	年 月 日(廃止)
太陽光発電設備設置面積	(変更前) m <sup>2</sup>
	(変更後) m <sup>2</sup>
太陽光発電設備設置場所の所有者  (上記場所に管理者がある場合)	(変更前) 住所 氏名 連絡先
	(変更後) 住所 氏名 連絡先
太陽光発電設備の所有者	(変更前) 住所 氏名 連絡先
	(変更後) 住所 氏名 連絡先
太陽光発電設備の管理者	(変更前) 住所 氏名 連絡先
	(変更後) 住所 氏名 連絡先
太陽光発電設備日	年 月 日
太陽光発電設備 変更・廃止日	年 月 日(変更)
	年 月 日(廃止)
備考	

- 1 台帳の備考欄には、第5条に規定する事項の確認を行った状況を記載する。
- 2 台帳は届出のあった設備ごとに作成する。